

令和 2年 8月25日

藤本工業株式会社 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 9月 1日～令和 5年 8月31日までの3年間

2. 内容

目標1：令和 4年 9月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和 2年 9月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和 3年 1月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 4年 1月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（年1回）及び社内掲示版による社員への周知（毎月）

目標2：令和 4年 9月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和 2年 9月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 2年12月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 3年 3月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和 3年 6月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標3：令和 4年 9月までに、子供、配偶者の誕生日休暇（特別休暇）化とする就業規則の制定をめざす。

<対策>

- 令和 2年10月～ 子供、配偶者の現状を把握
- 令和 3年 2月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 4年 3月～ 子供、配偶者の誕生日休暇取得への就業規則の改正及び社内掲示版による社員への周知